



# 熊本県公報

第 1 2 3 0 3 号

平成 26 年 4 月 1 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 熊本県営住宅の入居手続における連帯保証人を不要とする要  
件…………… (住宅課) 1
- 指定介護老人福祉施設の指定更新…………… (高齢者支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定更新…………… (〃) 4
- 指定介護老人福祉施設の指定…………… (〃) 7
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (〃) 8
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 9
- 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更…………… (労働雇用課) 10
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 10
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (〃) 10
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 10
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (〃) 11
- 保安林の指定の解除の予定…………… (森林保全課) 11
- 保安林の指定の解除の予定…………… (〃) 11
- 平成 26 年度予算の要領…………… (財政課) 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法  
律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 76
- 障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一  
部改正…………… (管理調達課) 77
- 熊本県いぐさ奨励品種の選定…………… (農産課) 84
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 84
- 熊本県中小企業融資制度要項の一部を改正する要項…………… (商工振興金融課) 84
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 84
- 道路の区域変更…………… (〃) 85
- 道路の区域変更…………… (〃) 85
- 道路の区域変更…………… (〃) 85
- 道路の区域変更…………… (〃) 86
- 道路の区域変更…………… (〃) 86
- 道路の供用開始…………… (〃) 87
- 道路の供用開始…………… (〃) 87
- 道路の供用開始…………… (〃) 87
- 公 告**
- 西原準都市計画区域の指定…………… (都市計画課) 88
- 土地改良事業計画…………… (農村計画課) 88
- 土地改良事業計画…………… (〃) 88
- 土地改良事業計画…………… (〃) 88
- 土地改良事業計画…………… (〃) 88
- 土地改良事業計画…………… (〃) 89
- 公的個人認証サービスに係る指定認証機関の名称等の変更…………… (情報企画課) 89
- 住民基本台帳法に係る指定情報処理機関の名称の変更…………… (市町村行政課) 89
- 肥料登録…………… (農業技術課) 89
- 肥料登録有効期間更新…………… (〃) 90
- 平成 26 年度パソコン及びプリンタ等の保守業務委託の入札  
実施に係る落札者の決定…………… (情報企画課) 90
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 91
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 91

## 告 示

### 熊本県告示第 294 号

熊本県営住宅条例(昭和 35 年熊本県条例第 11 号)第 9 条第 1 項第 1 号に規定する連帯保証人 1 人の連署する請書を提出することができない特別の事情がある場合で知事がやむを得ないと認めるときは、熊本県営住宅の入居決定者が努力を尽くしたにもかかわらず、

当該請書を提出できない場合であって、当該入居決定者が次のいずれにも該当する者であるときとする。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「条例」という。）第14条に規定する住宅扶助を給付されており、同法第37条の2の規定により保護の実施機関（以下、「福祉事務所」という。）が直接県に県営住宅使用料相当額の金銭の支払をすることに同意した者
- 2 身元引受人1人を届け出た者（身元引受人を届け出ることが困難な者にあつては、県から緊急連絡先等に関して福祉事務所に照会することに同意した者）
- 3 1に規定する支払が停止された場合に条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人1人の連署する請書を提出することについて誓約した者

**熊本県告示第295号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設として次のとおり指定したので、同法第93条の規定により公示する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
社会福祉法人 恵伸会	特別養護老人ホーム オレンジヒル小岱	熊本県荒尾市樺2516番地	平成26年4月1日	介護老人福祉施設
社会福祉法人 黎明福祉会	介護老人福祉施設 豊洋園	熊本県宇城市三角町里浦2855番5	平成26年4月1日	介護老人福祉施設
社会福祉法人 伸生紀	特別養護老人ホーム こもれび一番館	熊本県下益城郡美里町佐俣338番地	平成26年4月1日	介護老人福祉施設
社会福祉法人 日岳会	特別養護老人ホーム ひだけ荘	熊本県宇城市小川町南海東2030番地	平成26年4月1日	介護老人福祉施設
社会福祉法人 千寿会	特別養護老人ホーム 陽光園本館	熊本県下益城郡美里町二和田1233番地	平成26年4月1日	介護老人福祉施設
社会福祉法人 玉寿会	特別養護老人ホーム さくら苑	熊本県玉名市伊倉北方1533番地	平成26年4月1日	介護老人福祉施設
社会福祉法人 熊本東翔会	特別養護老人ホーム たいめい苑	熊本県玉名市岱明町古閑388番地	平成26年4月1日	介護老人福祉施設
社会福祉法人 白久寿会	特別養護老人ホーム 水生苑	熊本県阿蘇郡南阿蘇村一関1282番地	平成26年4月1日	介護老人福祉施設
社会福祉法人 順和会	特別養護老人ホーム 陽ノ丘荘	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字水溜4463番地	平成26年4月1日	介護老人福祉施設
社会福祉法人 天恵会	特別養護老人ホーム 有明ホーム	熊本県玉名市天水町部田見440番地	平成26年4月1日	介護老人福祉施設
菊池市	菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘	熊本県菊池市今58番地	平成26年4月1日	介護老人福祉施設

社会福祉法人 山紫会	特別養護老人ホーム 菊香園	熊本県合志市御代志 7 1 8 番地 4	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 愛敬会	特別養護老人ホーム 清泉	熊本県菊池市七城町 亀尾 2 4 2 9 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 昭寿会	特別養護老人ホーム 悠清苑	熊本県阿蘇郡南小国 町大字満願寺 5 8 5 4 番地の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 泗水福祉会	特別養護老人ホーム 泗水苑	熊本県菊池市泗水町 永 1 0 2 1 番地	平成 2 6 年 4 月 1 5 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 成仁会	特別養護老人ホーム みどりの館	熊本県阿蘇郡西原村 布田字化粧塚 8 9 7 番 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 千草会	特別養護老人ホーム あいさと	熊本県山鹿市鹿央町 合里 1 0 3 9 番地	平成 2 6 年 6 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 綾友会	特別養護老人ホーム 桜の丘	熊本県上益城郡甲佐 町大字西寒野 1 1 6 1 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 白寿会	特別養護老人ホーム やすらぎ荘	熊本県八代郡冰川町 鹿島 9 4 5 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 至誠会	特別養護老人ホーム 安寿の里	熊本県八代市鏡町両 出 8 8 0 番地の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 慈光会	特別養護老人ホーム ひろやす荘	熊本県上益城郡益城 町大字安永 1 0 8 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 共成舎	特別養護老人ホーム 鐘ヶ丘ホーム	熊本県球磨郡あさぎ り町上西字清水 8 3 5 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 ペートル会	特別養護老人ホーム 川辺川園	熊本県球磨郡相良村 大字川辺 1 7 7 1 番 地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 洋香会	特別養護老人ホーム あさぎりホーム	熊本県球磨郡あさぎ り町岡原南 7 7 番地 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 多良木福祉会	特別養護老人ホーム あずみ野	熊本県球磨郡多良木 町多良木 2 5 7 番地 の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 清風会	特別養護老人ホーム あけぼの苑	熊本県葦北郡津奈木 町大字岩城 1 5 2 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 姫戸ひかり会	特別養護老人ホーム ひかりの園	熊本県上天草市松島 町今泉 1 0 0 4 番地 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 姫戸福祉会	特別養護老人ホーム 翔洋苑	熊本県上天草市姫戸 町姫浦字西成川内 3 0 5 5 番地 1 0 6	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設

社会福祉法人 慈愛会	特別養護老人ホーム 千寿園	熊本県球磨郡球磨村 大字渡乙 1 7 5 0 番 地	平成 2 6 年 5 月 3 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 天雲会	特別養護老人ホーム 龍生園	熊本県人吉市下原田 町字瓜生田字若宮 1 0 5 7 番地の 9	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 上天草会	特別養護老人ホーム 梅寿荘	熊本県天草市栖本町 湯船原 6 6 1 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 慈雲会	ユニット型特別養護 老人ホーム 慈晃園	熊本県天草市佐伊津 町 9 2 8 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 明照園	特別養護老人ホーム 明照園	熊本県天草市久玉町 1 2 7 3 番地の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 仁和会	特別養護老人ホーム 聖心ホーム	熊本県人吉市寺町 9 番地 5	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 緑新会	特別養護老人ホーム 新和苑	熊本県天草市新和町 小宮地 7 6 3 番地 2	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 創友会	特別養護老人ホーム 慈幸苑	熊本県玉名市横島町 横島 2 3 8 1 番地 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 代医会	特別養護老人ホーム 早尾園	熊本県八代郡氷川町 早尾 1 0 9 7 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 鶴亀会	特別養護老人ホーム 相生荘（ユニット型）	熊本県上天草市龍ヶ 岳町大道 1 5 8 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 蘇清会	特別養護老人ホーム 蘇望苑	熊本県上益城郡山都 町滝上 2 2 3 番地の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 不動会	特別養護老人ホーム 一本松荘	熊本県山鹿市鹿本町 津袋 4 5 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 杏風会	特別養護老人ホーム 白寿園	熊本県荒尾市一部字 鴻巣 2 1 2 2 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設

熊本県告示第 2 9 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サー  
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの種類
社会福祉法人 恵伸会	オレンジヒル短期入 所生活介護事業所	熊本県荒尾市樺 2 5 1 6 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護

社会福祉法人 黎明福祉会	豊洋園短期入所生活 介護事業所	熊本県宇城市三角町 里浦 2 8 5 5 番 5	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 伸生紀	ショートステイこも れび一番館	熊本県下益城郡美里 町佐保 3 3 8 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 日岳会	特別養護老人ホーム ひだけ荘ショートス テイ	熊本県宇城市小川町 南海東 2 0 3 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 千寿会	陽光園本館短期入所 生活介護事業所	熊本県下益城郡美里 町二和田 1 2 3 3 番 地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 玉寿会	さくら苑	熊本県玉名市伊倉北 方 1 5 3 3 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 熊本東翔会	ショートステイサー ビスたいめい苑	熊本県玉名市岱明町 古閑 3 8 8 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 白久寿会	水生苑短期入所生活 介護事業所	熊本県阿蘇郡南阿蘇 村大字一関 1 2 8 2 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 順和会	特別養護老人ホーム 陽ノ丘荘	熊本県阿蘇郡南阿蘇 村大字河陽字水溜 4 4 6 3 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 天恵会	有明ホームショール トステイ	熊本県玉名市天水町 部田見 4 4 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
菊池市	菊池市特別養護老人 ホームつまごめ荘 短期入所生活介護事 業所	熊本県菊池市今 5 8 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 山紫会	菊香園ショートステ イ	熊本県合志市御代志 7 1 8 番地 4	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 愛敬会	特別養護老人ホーム 清泉	熊本県菊池市七城町 亀尾 2 4 2 9 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 昭寿会	悠清苑短期入所生活 介護事業所	熊本県阿蘇郡南小国 町大字満願寺 5 8 5 4 番地の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 泗水福祉会	泗水苑ショートステ イ事業所	熊本県菊池市泗水町 永 1 0 2 1 番地	平成 2 6 年 4 月 1 5 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 成仁会	みどりの館短期入所 生活介護事業所	熊本県阿蘇郡西原村 布田字化粧塚 8 9 7 番 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 千草会	短期入所生活介護事 業所あいさと	熊本県山鹿市鹿央町 合里 1 0 3 9 番地	平成 2 6 年 6 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 綾友会	桜の丘短期入所生活 介護事業所	熊本県上益城郡甲佐 町大字西寒野 1 1 6 1 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護

社会福祉法人 白寿会	やすらぎ荘短期入所 生活介護事業所	熊本県八代郡氷川町 鹿島945番地	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 至誠会	特別養護老人ホーム 安寿の里	熊本県八代市鏡町両 出880番地の1	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 慈光会	ひろやす荘短期入所 生活介護事業所	熊本県上益城郡益城 町大字安永1080 番地	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 共成舎	鐘ヶ丘ホーム	熊本県球磨郡あさぎ り町上西字清水83 5番地	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 ペートル会	社会福祉法人 ペー トル会・指定居宅介 護サービス事業所	熊本県球磨郡相良村 大字川辺1771番 地	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 洋香会	あさぎりホーム短期 入所生活介護事業所	熊本県球磨郡あさぎ り町岡原南77番地 1	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 多良木福祉会	あずみ野	熊本県球磨郡多良木 町多良木257番地 の1	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 清風会	あけぼの苑	熊本県葦北郡津奈木 町大字岩城1520 番地	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 姫戸ひかり会	短期入所生活介護事 業所ひかりの園	熊本県上天草市松島 町今泉1004番地 1	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 姫戸福祉会	翔洋苑短期入所生活 介護事業所	熊本県上天草市姫戸 町姫浦字西成川内3 055番地106	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 慈愛会	特別養護老人ホーム 千寿園	熊本県球磨郡球磨村 大字渡乙1750番 地	平成26 年5月3 1日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 天雲会	龍生園短期入所生活 介護事業所	熊本県人吉市下原田 町字瓜生田字若宮1 057番地の9	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 上天草会	梅寿荘ショートステ イ	熊本県天草市栖本町 湯船原661番地	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 慈雲会	特別養護老人ホーム 慈晃園	熊本県天草市佐伊津 町928番地	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 明照園	ショートステイ明照 園	熊本県天草市久玉町 1273番地の1	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 仁和会	聖心園	熊本県人吉市寺町9 番地5	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 緑新会	ショートステイ新和 苑	熊本県天草市新和町 小宮地763番地2	平成26 年4月1 日	短期入所 生活介護

社会福祉法人 創友会	慈幸苑短期入所生活 介護事業所	熊本県玉名市横島町 横島 2 3 8 1 番地 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 代医会	早尾園短期入所生活 介護事業所	熊本県八代郡氷川町 早尾 1 0 9 7 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 鶴亀会	相生荘ショートステ イ事業所	熊本県上天草市龍ヶ 岳町大道 1 5 8 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 蘇清会	特別養護老人ホーム 蘇望苑	熊本県上益城郡山都 町滝上 2 2 3 番地の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 不動会	特別養護老人ホーム 一本松荘ショートス テイ	熊本県山鹿市鹿本町 津袋 4 5 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 杏風会	白寿園短期入所事業 所	熊本県荒尾市一部字 鴻巣 2 1 2 2 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護

熊本県告示第 2 9 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 8 条第 1 項第 1 号の規定により指定介護老人福祉施設として次のとおり指定したので、同法第 9 3 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開設者の名称	施設の名 称	施設の所在地	指定年月 日	サービ スの種 類
社会福祉法人 恵伸会	ユニット型特別養護 老人ホーム オレン ジヒル小岱	熊本県荒尾市樺 2 5 1 6 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 伸生紀	特別養護老人ホーム こもれば二番館	熊本県下益城郡美里 町佐保 3 3 8 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 千寿会	ユニット型特別養護 老人ホーム 陽光園 東館	熊本県下益城郡美里 町二和田 1 2 3 3 番 地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 熊本東翔会	個室ユニット型特別 養護老人ホーム た いめい苑	熊本県玉名市岱明町 古閑 3 8 8 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 山紫会	特別養護老人ホーム 菊香園一、二番館	熊本県合志市御代志 7 1 8 番地 4	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 白寿会	特別養護老人ホーム やすらぎ荘別館	熊本県八代郡氷川町 鹿島 9 4 5 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 至誠会	ユニット型特別養護 老人ホーム 安寿の 里	熊本県八代市鏡町両 出 8 8 0 番地の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 慈光会	ユニット型特別養護 老人ホームひろやす 荘	熊本県上益城郡益城 町大字安永 1 0 8 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設

社会福祉法人 天雲会	ユニット型特別養護 老人ホーム 龍生園	熊本県人吉市下原田 町字瓜生田字若宮 1 0 5 7 番地の 9	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 明照園	ユニット型特別養護 老人ホーム明照園	熊本県天草市久玉町 1 2 7 3 番地 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 多良木福祉会	ユニット型特別養護 老人ホーム あずみ 野	熊本県球磨郡多良木 町多良木 2 5 7 番地 の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設
社会福祉法人 不動産	ユニット型特別養護 老人ホーム 一本松 荘	熊本県山鹿市鹿本町 津袋 4 5 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護老人 福祉施設

**熊本県告示第 2 9 8 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 6 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービス の種類
社会福祉法人 恵伸会	ユニット型オレンジ ヒル短期入所生活介 護事業所	熊本県荒尾市権 2 5 1 6 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 伸生紀	ショートステイこも れび二番館	熊本県下益城郡美里 町佐俣 3 3 8 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 千寿会	陽光園東館短期入所 生活介護事業所	熊本県下益城郡美里 町二和田 1 2 3 3 番 地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 天恵会	特別養護老人ホーム 有明ホーム ユニッ ト陽だまり	熊本県玉名市天水町 部田見 4 4 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
菊池市	菊池市特別養護老人 ホームつまごめ荘 短期入所生活介護事 業所（ユニット型）	熊本県菊池市今 5 8 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 愛敬会	地域密着型特別養護 老人ホーム 清泉	熊本県菊池市七城町 亀尾 2 4 2 9 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 泗水福祉会	ユニット型泗水苑シ ョートステイ事業所	熊本県菊池市泗水町 永 1 0 2 1 番地	平成 2 6 年 4 月 1 5 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 成仁会	ユニット型短期入所 生活介護事業所みど りの館	熊本県阿蘇郡西原村 布田字化粧塚 8 9 7 番 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 綾友会	ユニット型桜の丘短 期入所生活介護事業 所	熊本県上益城郡甲佐 町大字西寒野 1 1 6 1 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 至誠会	ユニット型特別養護 老人ホーム 安寿の 里	熊本県八代市鏡町両 出 8 8 0 番地の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護

社会福祉法人 慈光会	ユニット型ひろやす 荘短期入所生活介護 事業所	熊本県上益城郡益城 町大字安永 1 0 8 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 ペートル会	地域密着型川辺川園 短期入所事業所	熊本県球磨郡相良村 大字川辺 1 7 7 1 番 地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 多良木福祉会	ユニット型あずみ野	熊本県球磨郡多良木 町多良木 2 5 7 番地 の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 黎明福祉会	ユニット豊洋短期入 所生活介護事業所	熊本県宇城市三角町 里浦 2 8 5 5 番 5	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 代医会	ユニット型早尾園短 期入所生活介護事業 所	熊本県八代郡氷川町 早尾 1 0 9 7 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
社会福祉法人 不動産会	ユニット型特別養護 老人ホーム 一本松 荘ショートステイ	熊本県山鹿市鹿本町 津袋 4 5 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護

熊本県告示第 2 9 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 6 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 恵伸会	ユニット型オレンジ ヒル短期入所生活介 護事業所	熊本県荒尾市樺 2 5 1 6 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護
社会福祉法人 伸生紀	ショートステイこも れび二番館	熊本県下益城郡美里 町佐俣 3 3 8 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護
社会福祉法人 千寿会	陽光園東館短期入所 生活介護事業所	熊本県下益城郡美里 町二和田 1 2 3 3 番 地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護
社会福祉法人 天恵会	特別養護老人ホーム 有明ホーム ユニッ ト陽だまり	熊本県玉名市天水町 部田見 4 4 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護
社会福祉法人 愛敬会	地域密着型特別養護 老人ホーム 清泉	熊本県菊池市七城町 亀尾 2 4 2 9 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護
社会福祉法人 綾友会	ユニット型桜の丘短 期入所生活介護事業 所	熊本県上益城郡甲佐 町大字西寒野 1 1 6 1 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護
社会福祉法人 至誠会	ユニット型特別養護 老人ホーム 安寿の 里	熊本県八代市鏡町両 出 8 8 0 番地の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護
社会福祉法人 慈光会	ユニット型ひろやす 荘短期入所生活介護 事業所	熊本県上益城郡益城 町大字安永 1 0 8 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護

社会福祉法人 ペートル会	地域密着型川辺川園 短期入所事業所	熊本県球磨郡相良村 大字川辺1771番 地	平成26 年4月1 日	介護予防 短期入所 生活介護
社会福祉法人 黎明福祉会	ユニット豊洋短期入 所生活介護事業所	熊本県宇城市三角町 里浦2855番5	平成26 年4月1 日	介護予防 短期入所 生活介護
社会福祉法人 代医会	ユニット型早尾園短 期入所生活介護事業 所	熊本県八代郡氷川町 早尾1097番地	平成26 年4月1 日	介護予防 短期入所 生活介護
社会福祉法人 不動産会	ユニット型特別養護 老人ホーム 一本松 荘ショートステイ	熊本県山鹿市鹿本町 津袋450番地	平成26 年4月1 日	介護予防 短期入所 生活介護

**熊本県告示第300号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次の者から障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定より告示する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称  
社会福祉法人慶信会 熊本障害者就業・生活支援センター
- 2 変更前の事務所の所在地  
熊本市中央区大江五丁目15番7号 八木ビル1-A  
変更後の事務所の所在地  
熊本市中央区白山二丁目1番1号 白山堂ビル104号
- 3 変更年月日  
平成26年4月1日

**熊本県告示第301号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業7・7・11号鹿児島本線側道9号線
- 3 事業施行期間 平成16年11月10日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第302号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業7・7・15号鹿児島本線側道13号線
- 3 事業施行期間 平成16年11月10日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第303号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ワンバ イワン	ケアプランセン ター阿蘇ふれあ い	阿蘇市内牧60 1番地6	平成26年 4月1日	居宅介護支援

**熊本県告示第304号**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定辞退年月日	サービスの種類
医療法人社団 城南会 ち りふ内科 八代市豊原中町2299番 地1	医療法人社団 城南 会	平成26年5月 1日	介護療養型医 療施設

**熊本県告示第305号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 山鹿市鹿北町椎持字小川内1081番3、1081番5、1081番7、1081番8、1081番11、1083番1、1083番3から1083番6まで、1084番1、1084番4、1084番6、1084番10、1084番11、1084番16及び1084番17
- 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 解除の理由 指定理由の消滅

**熊本県告示第306号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 菊池市旭志弁利字旭野3529番、3530番、3550番、3551番、3604番から3609番まで、3629番から3634番まで、3638番から3640番まで、3644番から3649番まで、3653番から3655番まで、3664番から3666番まで、3675番から3677番まで、3681番、3693番、3713番、3814番、3844番から3847番まで、3849番、3850番及び3852番
- 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 解除の理由 指定理由の消滅

**熊本県告示第307号**

平成26年度熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が平成26年2月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 平成26年度熊本県一般会計予算

平成26年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ734,320,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

## (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

## (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

## (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（貸金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県 税		135,552,926
	1 県 民 税	53,513,282
	2 事 業 税	22,205,387
	3 地 方 消 費 税	17,011,251
	4 不 動 産 取 得 税	3,171,427
	5 県 た ば こ 税	2,112,347
	6 ゴルフ場利用税	614,827
	7 自 動 車 取 得 税	1,163,442
	8 軽油引取税	14,286,843
	9 自 動 車 税	21,265,531
	10 鉦 区 税	8,741
	11 狩 猟 税	37,366
	12 産 業 廃 棄 物 税	162,482
2 地方消費税清算金		40,535,638

款	項	金 額
		千円
	1 地方消費税清算金	40,535,638
3 地方譲与税		29,199,001
	1 地方法人特別譲与税	26,581,000
	2 地方揮発油譲与税	2,498,000
	3 石油ガス譲与税	105,000
	4 地方道路譲与税	1
	5 航空機燃料譲与税	15,000
4 地方特例交付金		427,000
	1 地方特例交付金	427,000
5 地方交付税		212,872,000
	1 地方交付税	212,872,000
6 交通安全対策特別交付金		432,000
	1 交通安全対策特別交付金	432,000
7 分担金及び負担金		4,045,397
	1 分 担 金	614,485

款	項	金 額
		千円
	2 負 担 金	3,430,912
8 使用料及び手数料		8,125,341
	1 使 用 料	5,058,684
	2 手 数 料	3,066,657
9 国庫支出金		109,408,330
	1 国庫負担金	37,915,774
	2 国庫補助金	69,828,622
	3 国庫委託金	1,663,934
10 財産収入		2,019,992
	1 財産運用収入	1,049,636
	2 財産売却収入	970,356
11 寄 附 金		117,941
	1 寄 附 金	117,941
12 繰 入 金		55,268,799
	1 特別会計繰入金	674,428

款	項	金 額
		千円
	2 基金繰入金	54,594,371
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		34,884,205
	1 延滞金、加算金及び過料等	396,931
	2 県預金利子	58,079
	3 貸付金元利収入	22,296,998
	4 受託事業収入	1,135,008
	5 収益事業収入	3,902,424
	6 利子割精算金収入	6,207
	7 雑収入	7,088,558
15 県債		101,432,000
	1 県債	101,432,000
歳入合計		734,320,571

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,390,034
	1 議 会 費	1,390,034
2 総 務 費		31,124,670
	1 総 務 管 理 費	11,396,227
	2 企 画 費	7,130,695
	3 徴 税 費	6,276,790
	4 市 町 村 振 興 費	3,222,933
	5 選 挙 費	196,385
	6 防 災 費	1,972,324
	7 統 計 調 査 費	618,165
	8 人 事 委 員 会 費	155,857
	9 監 査 委 員 費	155,294
3 民 生 費		93,539,116
	1 社 会 福 祉 費	61,417,570

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	26,808,750
	3 生 活 保 護 費	5,175,568
	4 災 害 救 助 費	137,228
4 衛 生 費		55,310,151
	1 公 衆 衛 生 費	36,008,796
	2 環 境 衛 生 費	16,582,623
	3 保 健 所 費	1,654,548
	4 医 薬 費	1,064,184
5 勞 働 費		4,552,315
	1 勞 政 費	197,263
	2 職 業 訓 練 費	1,562,891
	3 失 業 対 策 費	2,686,950
	4 勞 働 委 員 会 費	105,211
6 農 林 水 産 業 費		63,709,621
	1 農 業 費	19,206,172

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	3,692,230
	3 農 地 費	18,158,518
	4 林 業 費	15,714,082
	5 水 産 業 費	6,938,619
7 商 工 費		28,687,621
	1 商 業 費	23,092,617
	2 工 鉱 業 費	5,038,177
	3 観 光 費	556,827
8 土 木 費		83,210,295
	1 土 木 管 理 費	2,461,557
	2 道 路 橋 り よ う 費	37,444,857
	3 河 川 海 岸 費	29,664,470
	4 港 湾 費	5,322,656
	5 都 市 計 画 費	6,251,919
	6 住 宅 費	2,064,836

款	項	金 額
		千円
9 警 察 費		36,570,045
	1 警 察 管 理 費	32,736,459
	2 警 察 活 動 費	3,833,586
10 教 育 費		170,380,639
	1 教 育 総 務 費	31,113,135
	2 小 学 校 費	58,570,516
	3 中 学 校 費	33,609,251
	4 高 等 学 校 費	29,705,989
	5 特 別 支 援 学 校 費	11,108,209
	6 大 学 費	890,916
	7 社 会 教 育 費	3,310,990
	8 保 健 体 育 費	2,071,633
11 災 害 復 旧 費		3,359,253
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	1,050,814
	2 土 木 災 害 復 旧 費	2,308,439

款	項	金 額
		千円
12 公 債 費		115,421,883
	1 公 債 費	115,421,883
13 諸 支 出 金		46,864,928
	1 繰 出 金	4,694,163
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	430,379
	3 自動車取得税金 交 付 金	829,229
	4 利子割交付金	388,628
	5 利子割精算金	554
	6 地方消費税金 清 算 金	16,703,456
	7 地方消費税金 交 付 金	20,383,252
	8 配当割交付金	279,563
	9 株式等譲渡所得割金 交 付 金	62,678
	10 軽油引取税金 交 付 金	3,093,026
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000

款	項	金 額
歳 出 合 計		千円 734,320,571

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 防災・行政情報通信ネットワーク整備事業	平成27年度 ～平成28年度	千円 5,769,522
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	2,916,000 2,853,522
2 要保護児童進学応援資金貸付 児童養護施設、里親等から大学等へ進学する 者に対する生活費等資金の貸付け	平成27年度 ～平成29年度	4,137
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度	1,379 1,379 1,379
3 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく平成26年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成26年度 ～平成29年度	7,500
4 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対す る生活費等資金の貸付け	平成27年度 ～平成29年度	25,734
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度	8,578 8,578 8,578
5 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	平成27年度 ～平成31年度	71,790
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	14,358 14,358 14,358 14,358 14,358
6 離職者訓練等委託業務	平成27年度	127,855
7 緊急雇用創出基金事業	平成27年度	296,400
8 農地売買支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合(以下「JA菊池」と いう。)が公益財団法人熊本県農業公社に2億円 を限度額として農地売買支援事業等資金を融資 したことについて損失を受けた場合、県がJA 菊池に行う損失補償	平成26年度 ～平成37年度	120,000

事 項	期 間	限 度 額										
<p>9 農地売買支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に9億8,300万円を限度額として農地売買支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償</p>	平成26年度 ～平成27年度	千円 589,800										
<p>10 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成26年度において総額30億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給</p> <table border="1" data-bbox="252 788 858 1169"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人 農 協 銀 行</td> <td>15年 以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同 農 協 銀 行</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>年0.40%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子補給率	個人 農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内	共同 農 協 銀 行	20年 以内	年1.25%以内	年0.40%以内	平成27年度 ～平成47年度  年次別内訳 平成27年度 28,008 平成28年度 29,000 平成29年度 29,000 平成30年度 27,358 平成31年度 25,071 平成32年度 22,751 平成33年度 20,433 平成34年度 18,115 平成35年度 15,795 平成36年度 13,477 平成37年度 11,159 平成38年度 8,840 平成39年度 6,521 平成40年度 4,203 平成41年度 1,884 平成42年度 1,042 平成43年度 778 平成44年度 543 平成45年度 307 平成46年度 72 平成47年度 4	264,361
区 分	期 間	利子補給率										
個人 農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内										
共同 農 協 銀 行	20年 以内	年1.25%以内										
		年0.40%以内										
<p>11 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、平成26年度において総額 8 億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給</p> <table border="1" data-bbox="252 1646 858 1780"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.25%以内	平成27年度 ～平成42年度  年次別内訳 平成27年度 9,658 平成28年度 10,000 平成29年度 10,000 平成30年度 9,199 平成31年度 8,084 平成32年度 6,952 平成33年度 5,822 平成34年度 4,691 平成35年度 3,559 平成36年度 2,429 平成37年度 1,804 平成38年度 1,377 平成39年度 961 平成40年度 544 平成41年度 127 平成42年度 6	75,213						
期 間	利子補給率											
15年以内	年1.25%以内											

事 項	期 間	限 度 額
12 第二郡築地区県営かんがい排水事業 八代市	平成27年度 ～平成29年度	千円 850,000
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度	350,000 320,000 180,000
13 千間江湖地区県営かんがい排水事業 熊本市	平成27年度 ～平成28年度	238,000
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	168,000 70,000
14 受免地区県営かんがい排水事業 玉名市	平成27年度 ～平成28年度	391,000
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	278,000 113,000
15 郡築地区県営かんがい排水事業 八代市	平成27年度 ～平成28年度	850,000
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	400,000 450,000
16 梅洞地区県営経営体育成基盤整備事業 (排水機場) 熊本市	平成27年度	23,000
17 梅洞地区農地防災事業 (排水機場) 熊本市	平成27年度	87,000
18 小白地区農地防災事業 (排水機場) 熊本市・玉名市	平成27年度	86,000
19 豊川北部地区農地防災事業 宇城市	平成27年度 ～平成28年度	200,000
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	150,000 50,000

事 項		期 間	限 度 額													
20 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、平成26年度において総額 4 億円の範囲 内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利 子補給		平成27年度 ～平成46年度	千円 32,645													
		年次別内訳 平成27年度 4,711 平成28年度 4,727 平成29年度 4,418 平成30年度 3,725 平成31年度 2,918 平成32年度 2,372 平成33年度 2,057 平成34年度 1,780 平成35年度 1,533 平成36年度 1,292 平成37年度 1,051 平成38年度 826 平成39年度 602 平成40年度 380 平成41年度 152 平成42年度 36 平成43年度 28 平成44年度 21 平成45年度 12 平成46年度 4														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施設等 資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利用</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.4% 以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年 以内	年1.25% 以内	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	共同 利用	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.4% 以内		
区 分	期 間	利 子 補 給 率														
個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年 以内	年1.25% 以内													
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内														
共同 利用	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.4% 以内													
21 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁 業者に対し、平成26年度において総額 1 億円の 範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対す る利子補給		平成27年度 ～平成36年度	8,133													
		年次別内訳 平成27年度 1,251 平成28年度 1,254 平成29年度 1,251 平成30年度 1,160 平成31年度 982 平成32年度 806 平成33年度 625 平成34年度 446 平成35年度 268 平成36年度 90														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子補給率	10年以内	年1.25%以内											
期 間	利子補給率															
10年以内	年1.25%以内															
22 資源管理・漁場改善円滑化支援利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金等を資源管 理計画又は漁場改善計画に参画した漁業者に対 し、平成26年度において総額 4 億円の範囲内 で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補 給		平成27年度 ～平成37年度	40,187													
		年次別内訳 平成27年度 5,000 平成28年度 5,000 平成29年度 5,000 平成30年度 4,607 平成31年度 4,190 平成32年度 3,773 平成33年度 3,357 平成34年度 2,940 平成35年度 2,523 平成36年度 2,107 平成37年度 1,690														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁船取得</td> <td>10年 以内</td> <td rowspan="2">年2.0%以内</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5年 以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	漁船取得	10年 以内	年2.0%以内	その他	5年 以内							
区 分	期 間	利子補給率														
漁船取得	10年 以内	年2.0%以内														
その他	5年 以内															

事 項	期 間	限 度 額
23 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額302億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成26年度 ～平成39年度	千円 125,600
24 企業立地促進費補助	平成27年度 ～平成30年度	2,030,000
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	600,000 600,000 530,000 300,000
25 電気自動車普及促進事業	平成27年度 ～平成32年度	8,228
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度	1,496 1,496 1,496 1,496 1,496 748
26 建設業災害対応金融支援事業	平成27年度	10,000
27 地域道路改築事業 (南小国上津江線 (仮) 中原トンネル) 南 小 国 町	平成27年度 ～平成28年度	550,000
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	250,000 300,000
28 熊本合志警察署 (仮称) 整備事業 熊 本 市	平成27年度	66,845
29 高森高校校舎改築工事 高 森 町	平成27年度	686,000
30 翔陽高校実習棟改築工事 大 津 町	平成27年度	1,081,000
31 永青文庫推進事業	平成27年度	15,100
32 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成26年度 ～平成36年度	元金1,444,000,000千円及びその利息に相当する金額

事 項	期 間	限 度 額
33 県有施設等管理業務	平成27年度 ～平成31年度	千円 7,865
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	1,815 1,815 1,815 1,815 605
34 情報処理関連業務	平成27年度 ～平成31年度	318,968
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	124,345 84,210 56,310 45,115 8,988
35 事務機器等賃借	平成27年度 ～平成33年度	1,489,131
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度	312,466 296,711 295,225 294,222 223,161 52,680 14,666

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良 国庫補助事業費	千円 1,718,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全 国庫補助事業費	546,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地防災 国庫補助事業費	289,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
湛水防除 国庫補助事業費	484,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
造林 国庫補助事業費	285,000	(その他) 工事その他の都	しを行った 後において	
林道 国庫補助事業費	745,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	は、当該見 直し後の利 率)	
治山 国庫補助事業費	2,445,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
保安林整備 国庫補助事業費	195,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
水産施設整備 国庫補助事業費	225,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	122,000	な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
漁港 国庫補助事業費	643,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	5,378,000			
道路維持 国庫補助事業費	2,775,000			
河川 国庫補助事業費	5,615,000			
砂防 国庫補助事業費	2,952,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
河川海岸保全 国庫補助事業費	291,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
港湾建設 国庫補助事業費	591,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
街路 国庫補助事業費	943,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
都市公園整備 事業費	244,000			
公営住宅 建設事業費	442,000			
空港直轄事業 金負担	155,000			
農地海岸直轄事業 金負担	397,000			
道路直轄事業 金負担	4,811,000			
河川直轄事業 金負担	3,423,000			
砂防直轄事業 金負担	255,000			
港湾直轄事業 金負担	866,000			
耕地災害過 年庫費 発生国庫補助事業費	1,000			
治山災害現 年庫費 発生国庫補助事業費	2,000			
治山災害過 年庫費 発生国庫補助事業費	16,000			
漁港災害現 年庫費 発生国庫補助事業費	6,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木現年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	千円 366,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
公共土木過年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	403,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
防 災 情 報 ネ ッ ト ワ ー ク 整 備 事 業 費	576,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
老人福祉施設整備 事 業 費	22,000			
石綿健康被害 救済基金拠出金	14,000			
産業廃棄物場 最終処分費	1,765,000			
家畜保健衛生所 整備事業費	700,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
単県治山事業費	46,000			
水産施設整備 事業費	18,000			
水産研究センター 整備事業費	89,000			
単県道路整備 事業費	6,098,000			
単県河川整備 事業費	1,403,000			
単県砂防整備 事業費	201,000			
単県河川海岸整備 事業費	87,000			
単県街路整備 事業費	64,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単 県 公 園 整 備 費 事 業	千円 29,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
警 察 施 設 整 備 費 事 業	90,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
交 通 安 全 施 設 整 備 費 事 業	361,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
県立高等学校整備費 事 業	1,959,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同	利率の見直 しを行った	
臨 時 財 政 対 策 債	47,700,000	発行を含む。)	後において	
退 職 手 当 債	2,500,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	は、当該見 直し後の利 率)	

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 有 林 整 備 費 事 業</p>	<p>81,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 50年以内 年賦元利均等償 還又は元金均等償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>101,432,000</p>			

平成26年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成26年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,131,269千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		3,738
	1 一般会計繰入金	3,738
2 繰 越 金		134,679
	1 繰 越 金	134,679
3 諸 収 入		1,832,852
	1 貸付金元利収入	1,832,852
4 県 債		160,000
	1 県 債	160,000
歳 入 合 計		2,131,269

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 342,221
	1 中小企業振興資金	342,221
2 公 債 費		1,268,132
	1 公 債 費	1,268,132
3 諸 支 出 金		520,916
	1 繰 出 金	520,916
歳 出 合 計		2,131,269

第 2 表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人くまもと産業支援財団の未収債権損失補償（設備貸与事業（国制度分）） 公益財団法人くまもと産業支援財団が平成26年度に行う設備貸与事業 1 億円の未収債権に対する損失補償	平成26年度 ～平成39年度	千円 45,000

## 第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業振興資金貸付事業費	千円 160,000	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付金 の借入れ	年4.1% 以 内	据置期間を含め 20年以内 年賦元金均等償 還

## 平成26年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成26年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,708千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		5,500
	1 一般会計繰入金	5,500
2 繰 越 金		40,504
	1 繰 越 金	40,504
3 諸 収 入		78,704
	1 貸付金元利収入	78,704
4 県 債		11,000
	1 県 債	11,000
歳 入 合 計		135,708
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		135,708
	1 母子寡婦福祉資金	135,708
歳 出 合 計		135,708

第 2 表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
母子寡婦福祉資金貸付 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） に基づき実施する母子及び寡婦に対する技能習 得資金、生活資金、修学資金、及び修業資金の 貸付け	平成27年度	千円	
	～平成30年度	75,829	
	年次別内訳		
	平成27年度	56,991	
	平成28年度	17,719	
	平成29年度	1,113	
	平成30年度	6	

第 3 表 地 方 債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子寡婦福祉 資金貸付金	千円 11,000	政府貸付金の 借 入 れ	無 利 子	母子及び寡婦福 祉法第37条の定め るところによる。

平成 2 6 年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成 2 6 年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,000,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 証 紙 収 入		2,688,000
	1 証 紙 収 入	2,688,000
2 繰 越 金		312,000
	1 繰 越 金	312,000
歳 入 合 計		3,000,000
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 諸 支 出 金		3,000,000
	1 繰 出 金	3,000,000
歳 出 合 計		3,000,000

平成 26 年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成 26 年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 245,401千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	19,098
	1 使 用 料	19,098
2	財 産 収 入	154,902
	1 財 産 運 用 収 入	137
	2 財 産 売 払 収 入	154,765
3	繰 入 金	37,523
	1 一 般 会 計 繰 入 金	34,739
	2 基 金 繰 入 金	2,784
4	繰 越 金	33,878
	1 繰 越 金	33,878
	歳 入 合 計	245,401

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 245,401
	1 高 等 学 校 費	245,401
歳 出 合 計		245,401

平成 26 年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成 26 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,079,274 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		615,886
1 使用料		615,886
2 財産収入		111,115
	1 財産売却収入	111,115
3 繰入金		1,304,475
	1 一般会計繰入金	1,304,475
4 繰越金		36,645
	1 繰越金	36,645
5 諸収入		9,153
	1 雑収入	9,153
6 県債		1,002,000
	1 県債	1,002,000
歳 入 合 計		3,079,274

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 755,849
	1 港 湾 費	755,849
2 公 債 費		2,323,425
	1 公 債 費	2,323,425
歳 出 合 計		3,079,274

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 物流拠点機能向上事業 (ガントリークレーン) 八 代 市	平成27年度 ～平成29年度	千円 800,000
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度	250,000 400,000 150,000
2 庁舎等管理業務	平成27年度 ～平成31年度	942
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	201 202 202 202 135

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>港湾整備事業費</p>	<p>1,002,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

平成 26 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成 26 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 137,942千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		6,495
	1 財 産 運 用 収 入	6,495
2 繰 入 金		48,144
	1 基 金 繰 入 金	48,144
3 繰 越 金		83,303
	1 繰 越 金	83,303
歳 入 合 計		137,942

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		81,188
	1 港 湾 費	81,188
2 公 債 費		56,754
	1 公 債 費	56,754
歳 出 合 計		137,942

平成 2 6 年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

平成 2 6 年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,407,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 241,566
	1 国 庫 補 助 金	241,566
2 財 産 収 入		644
	1 財 産 運 用 収 入	644
3 繰 入 金		67,147
	1 基 金 繰 入 金	67,147
4 繰 越 金		436,681
	1 繰 越 金	436,681
5 諸 収 入		661,162
	1 貸 付 金 元 利 収 入	661,162
歳 入 合 計		1,407,200

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 1,407,200
	1 育 英 資 金	1,407,200
歳 出 合 計		1,407,200

第 2 表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成27年度 ～平成31年度	千円 2,804
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	580 580 580 580 484

平成 2 6 年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成 2 6 年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

1. 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 314,596千円と定める。
2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		585
	1 一般会計繰入金	585
2 繰 越 金		224,619
	1 繰 越 金	224,619
3 諸 収 入		89,392
	1 貸付金元利収入	89,392
歳 入 合 計		314,596

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 314,324
	1 林 業 改 善 資 金	314,324
2 公 債 費		136
	1 公 債 費	136
3 諸 支 出 金		136
	1 繰 出 金	136
歳 出 合 計		314,596

平成 2 6 年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成 2 6 年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,985千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		2,259
	1 一般会計繰入金	2,259
2 繰 越 金		47,261
	1 繰 越 金	47,261
3 諸 収 入		107,465
	1 貸付金元利収入	107,465
歳 入 合 計		156,985
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		156,985
	1 沿岸漁業改善資金	156,985
歳 出 合 計		156,985

平成 26 年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成 26 年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 309,499千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 109,222
	1 繰 越 金	109,222
2 諸 収 入		200,277
	1 貸付金元利収入	200,277
歳 入 合 計		309,499

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		200,277
	1 市町村振興資金	200,277
2 諸 支 出 金		109,222
	1 繰 出 金	109,222
歳 出 合 計		309,499

平成 26 年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成 26 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,136,846 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	1,720,143
	1 負 担 金	1,720,143
2	国庫支出金	615,000
	1 国庫補助金	615,000
3	繰入金	372,226
	1 一般会計繰入金	372,226
4	繰越金	102,177
	1 繰越金	102,177
5	諸収入	7,500
	1 雑 入	7,500
6	県 債	319,800
	1 県 債	319,800
	歳 入 合 計	3,136,846

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 2,418,244
	1 流域下水道費	2,418,244
2 公 債 費		709,647
	1 公 債 費	709,647
3 諸 支 出 金		8,955
	1 繰 出 金	8,955
歳 出 合 計		3,136,846

第 2 表 債務負担行為 設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
1 熊本北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 熊 本 市	平成27年度	千円 921,000	
2 球磨川上流流域下水道建設事業 (水処理施設等) 錦 町	平成27年度	207,000	

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	千円 151,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
球磨川上流流域 下水道事業費	24,000	会社、その他 (借入方法)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
八代北部流域 下水道事業費	99,000	証券借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>流域下水道事業 特別会計 借換債</p>	<p>45,800</p>	<p>(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。</p>
<p>計</p>	<p>319,800</p>			

## 平成26年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成26年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,384千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		26,966
	1 財 産 運 用 収 入	26,966
2 繰 入 金		25,078
	1 一 般 会 計 繰 入 金	25,078
3 繰 越 金		46,340
	1 繰 越 金	46,340
4 県 債		62,000
	1 県 債	62,000
歳 入 合 計		160,384

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 65,713
	1 工 鉱 業 費	65,713
2 公 債 費		77,538
	1 公 債 費	77,538
3 諸 支 出 金		17,133
	1 繰 出 金	17,133
歳 出 合 計		160,384

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>用地造成事業費</p>	<p>62,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

平成26年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算  
平成26年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,765,120千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 859,875
	1 分担金及び負担金	859,875
2 チ ッ ソ 貸 付 費		2,812,158
	1 諸 収 入	2,812,158
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 繰 入 金	276,267
4 支 援 措 置 費		5,196,588
	1 国 庫 支 出 金	3,320,855
	2 繰 入 金	1,047,733
	3 県 債	828,000
5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		620,232
	1 繰 入 金	620,232
歳 入 合 計		9,765,120

歳 出		
款	項	金 額
1 水 俣 湾 堆 積 汚 泥 処 理 事 業 費		千円 1,347,867
	1 公 債 費	1,347,867
2 チ ッ ソ 貸 付 費		5,645,021
	1 公 債 費	5,645,021
3 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,267
	1 公 債 費	276,267
4 支 援 措 置 費		1,875,733
	1 環 境 費	828,000
	2 公 債 費	1,047,733
5 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		620,232
	1 公 債 費	620,232
歳 出 合 計		9,765,120

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 828,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

平成 2 6 年度熊本県公債管理特別会計予算

平成 2 6 年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,805,597千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		236,551
	1 財 産 運 用 収 入	236,551
2 繰 入 金		44,145,292
	1 一 般 会 計 繰 入 金	39,905,292
	2 基 金 繰 入 金	4,240,000
3 県 債		46,423,754
	1 県 債	46,423,754
歳 入 合 計		90,805,597
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 公 債 費		90,805,597
	1 公 債 費	90,805,597
歳 出 合 計		90,805,597

第 2 表 地 方 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 46,423,754	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

平成 2 6 年度熊本県就農支援資金貸付特別会計予算

平成 2 6 年度熊本県の就農支援資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 224,328千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 130
	1 一般会計繰入金	130
2 繰 越 金		70,016
	1 繰 越 金	70,016
3 諸 収 入		154,182
	1 貸付金元利収入	154,182
歳 入 合 計		224,328

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 170,130
	1 就 農 支 援 資 金	170,130
2 公 債 費		36,132
	1 公 債 費	36,132
3 諸 支 出 金		18,066
	1 繰 出 金	18,066
歳 出 合 計		224,328

平成26年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 160,523,400kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			1,643,252千円
第1項 営業収益			1,606,472千円
第2項 営業外収益			36,780千円
	支	出	
第1款 事業費			1,802,267千円
第1項 営業費用			1,452,778千円
第2項 営業外費用			53,327千円
第3項 特別損失			256,162千円
第4項 予備費			40,000千円
			(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額972,547千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,244千円及び過年度分損益勘定留保資金900,303千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			549,489千円
第1項 他会計からの返還金			365,554千円
第2項 企業債			31,000千円
第3項 荒瀬ダム関連交付金等			152,935千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,522,036千円
第1項 建設改良費			1,118,235千円
第2項 企業債償還金			128,247千円
第3項 他会計への繰出金			265,554千円
第4項 予備費			10,000千円
			(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電設備更新事業	平成26年度 ～平成27年度	千円 64,790
	年次別内訳 平成26年度 ～平成27年度	32,572 32,218

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
発電設備更新事業	31,000 千円	(借入先) 銀行、財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め 30 年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000 千円と定める。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事業費

第 1 項 営業費用

第 2 項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

589,067 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

## 平成26年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	37箇所
(2) 年間総給水量	8,500,120 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	23,288 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		1,135,791千円
第1項 営業収益		716,431千円
第2項 営業外収益		398,738千円
第3項 特別利益		20,622千円

支 出

第1款 事業費		1,206,771千円
第1項 営業費用		1,042,166千円
第2項 営業外費用		132,249千円
第3項 特別損失		25,356千円
第4項 予備費		7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,119千円は、過年度分損益勘定留保資金50,119千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		743,959千円
第1項 長期借入金		601,191千円
第2項 工事受託金		3,115千円
第3項 補助金		139,653千円

支 出

第1款 資本的支出		794,078千円
第1項 建設改良費		34,055千円
第2項 企業債償還金		390,586千円
第3項 長期借入金償還金		369,437千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

- 第1項 営業費用
- 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 88,580千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、216,677千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

## 平成26年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間普通駐車台数 110,356台

(2) 年間定期駐車台数 3,516台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			146,904千円
第1項 営業収益			128,969千円
第2項 営業外収益			2,624千円
第3項 特別利益			15,311千円
	支	出	
第1款 事業費			96,361千円
第1項 営業費用			79,433千円
第2項 営業外費用			9,130千円
第3項 特別損失			5,798千円
第4項 予備費			2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額919千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額68千円及び過年度分損益勘定留保資金851千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			919千円
第1項 建設改良費			919千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,906千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成 2 6 年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 6 年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入        院	44,895人
外        来	32,230人
(3) 一日平均患者数	
入        院	123人
外        来	110人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			1,645,301千円
第 1 項 医業収益			845,755千円
第 2 項 医業外収益			799,546千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			1,668,342千円
第 1 項 医業費用			1,536,595千円
第 2 項 医業外費用			85,953千円
第 3 項 特別損失			45,744千円
第 4 項 予備費			50千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 234,171 千円は過年度分損益勘定留保資金 234,171 千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第 1 款 資本的収入			0千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出			234,171千円
第 1 項 建設改良費			39,228千円
第 2 項 企業債償還金			194,943千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	924,983千円
(2) 交際費	70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 6 条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

熊本県告示第 3 0 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
福祉サービスセンター ほっと館 訪問介護事業所 阿蘇郡産山村大利 6 5 7 番地 2	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇市黒川 4 3 1 番地 岩本 浩治	居宅介護、重度訪問 介護	平成 2 6 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 0 9 号

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 6 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱（平成 1 5 年熊本県告示第 3 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「1 0 0 分の 1 . 8」を「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 3 条第 2 項に規定する障害者雇用率」に改め、同号イただし書を削り、同条第 3 号中「障害者支援施設等」を「次条第 1 項又は第 2 項の規定による登録の申請をする日において障害者支援施設等」に改め、同条第 4 号ア及びイを次のように改める。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設若しくは同条第 2 5 項に規定する地域活動支援センター、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者

イ 熊本県障がい者優先調達推進方針に定める調達の対象となる障害者就労施設等別記様式第 1 号から別記様式第 5 号までの様式を次のように改める。

別記様式第 1 号

障害者雇用促進企業登録申請書

平成 年 月 日

熊 本 県 知 事 様

郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者職名  
TEL  
FAX

印

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第 3 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、同要綱第 5 条の規定による名簿の公表については異議ありません。

熊本県内の支店等の名称及び所在地 (一つだけ記入してください)  ※県内に本店を置く事業者の方は記入の必要はありません。	名称・責任者名		
	所在地		〒
	連絡先	TEL	
FAX			
登録業種  (入札参加資格申請の希望業種を別紙「業種一覧表」から一つ選んで記入してください。物品と役務両方に入札参加資格がある場合は、それぞれで一業種ずつ選ぶことができます。)	物品	コード*	業種名
	役務	コード*	業種名
県内本・支店における雇用状況	雇用率算定用労働者総数 ① (②-②×⑤)		人(小数点以下切捨て)
	常用雇用労働者総数 ② (③+④×0.5)		人
	短時間労働者以外の常用雇用労働者数 ③		人
	短時間労働者数 ④		人
	除外率 (%) ⑤		% (別表「除外率一覧表」参照)
	雇用障害者総数 ⑥ (⑦+⑩)		人
	常用雇用 ⑦ (⑧×2+⑨)		人
	重度障害者 ⑧		人
	重度以外の障害者 ⑨		人
	短時間雇用障害者 ⑩ (⑪+⑫×0.5)		人(小数点以下切り捨て)
	重度障害者 ⑪		人
	重度以外の障害者 ⑫		人
	障害者雇用率 (%) ⑬ (⑥÷①×100)		% (小数点以下第 3 位四捨五入)

入札参加資格登録番号	
------------	--

担当者	
連絡先	TEL
	FAX

別記様式第 2 号

障害者支援施設等支援企業登録申請書

平成 年 月 日

熊 本 県 知 事 様

郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
TEL  
FAX  
印

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第 3 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり申請します。  
なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。  
また、同要綱第 5 条の規定による名簿の公表については異議ありません。

熊本県内の支店等の名称及び所在地	名称・責任者名		
	所在地	〒	
※支店等のうち一つを記入してください。ただし、県内に本店を置く事業者の方は記入の必要はありません。	連絡先	TEL	
		FAX	
契約等委任先の名称及び所在地	名称・責任者名		
	所在地		
※上記支店等と同じ場合は記入の必要はありません。	連絡先	TEL	
		FAX	
会社概要	営業内容		
	創業		年
	資本金・出資総額		千円
	常用労働者数		人
	直前決算の売上高		千円
過去 1 年間の障害者支援施設等との取引状況	障害者支援施設等名	①	②
	取引の内容		
	取引額	千円	千円
	取引開始年	年	年
登録を希望する業種及び内容	業種	物品	コード 業種名
		役務	コード 業種名
	※別紙「業種一覧表」から一つ選んで記入してください。物品と役務両方を希望される場合は、それぞれで業種ずつ選ぶことができます。	業務の内容 (取扱メーカー、取扱製品名等できるだけ具体的に記入してください。別紙でも構いません。)	

入札参加資格者登録番号

担当者

※入札参加資格者のみ登録番号を記載してください。





別記様式第 4 号

障害者雇用促進企業等審査結果通知書

平成 年 月 日

所在地

名 称

代 表 者 様

熊本県知事

印

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第 4 条第 2 項の規定により、審査の結果、次のとおり登録する（しない）こととしましたので通知します。

登 録 番 号	
登 録 物 品 又 は 役 務 の 種 類	
登 録 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
登録しない理由 (登録しない場合のみ)	

別記様式第 5 号

登 録 事 項 変 更 届

平成 年 月 日

熊 本 県 知 事 様

郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
TEL  
FAX

印

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第 6 条の規定により、次のとおり届け  
出ます。

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

入札参加資格者登録番号

※入札参加資格者のみ登録番号を記載してください。

担当者

連絡先

TEL

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県告示第310号

熊本県いぐさ奨励品種を次のように定める。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

いぐさ奨励品種「涼風」

熊本県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・3・8号二本木新大江線
- 3 事業施行期間 平成5年3月12日から平成28年10月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

熊本県告示第312号

熊本県中小企業融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県中小企業融資制度要項の一部を改正する要項  
熊本県中小企業融資制度要項（平成21年熊本県告示第304号）の一部を次のように改正する。

- 第3条第1項に次の1号を加える。  
(9) 熊本県事業承継者おうえん資金
- 第4条第3号ウを次のように改める。  
ウ 事業承継後1年未満の者が熊本県事業承継者おうえん資金で融資を受ける場合
- 第5条中「及び第8号」を「、第8号及び第9号」に改める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年4月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲 佐線	上益城郡山都町北中島字萩ノ尾 2327番地先から 上益城郡山都町北中島字古皿木 2502番地先まで	前	6.6 ～ 23.8	892.0	活力基盤改築
		上益城郡山都町北中島字水ノ田尾 2574番2地先から 上益城郡山都町北中島字古皿	後	6.6 ～ 58.1	860.3	

		木 2502番地先まで			
一般国道	445号	上益城郡山都町北中島字萩ノ尾 2309番地先から 上益城郡山都町北中島字水ノ田尾2578番1-1地先まで	前	13.9 ～ 47.1	187.5
			後	20.7 ～ 47.1	187.5

2 区域を変更する期日 平成26年4月1日

**熊本県告示第314号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年4月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市七城町荒牧字居屋敷 443番1地先から 菊池市七城町辺田字四反田 125番1地先まで	前	4.3 ～ 9.0	479.3	旧道引継等菊池市へ移管
				15.6 ～ 42.2	483.0	
			後	12.0 ～ 42.2	483.0	

2 区域を変更する期日 平成26年4月1日

**熊本県告示第315号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年4月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字長野 253番4地先から 同所 1353番2地先まで	前	4.9 ～ 7.5	20.0	単橋改
				6.1 ～ 16.0	20.0	
			後			

2 区域を変更する期日 平成26年4月1日

**熊本県告示第316号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年4月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町方原下 6656番7地先から 同所 6888番7地先まで	前	5.0 ～ 18.6	531.0	防安交
			後	12.2 ～ 38.1		

2 区域を変更する期日 平成26年4月1日

熊本県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年4月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町大字三野字吉田 804番1番地先から 同所 806番3地先まで	前	4.0 ～ 4.5	37.0	単県道
			後	5.0 ～ 7.0		
		阿蘇市一の宮町大字三野字阿蘇品 841番地先から 同所 977番1地先まで	前	3.0 ～ 11.0	90.6	
			後	4.0 ～ 15.0		
		阿蘇市一の宮町大字三野字阿蘇品 978番1地先から 同所 1077番4地先まで	前	3.0 ～ 4.5	54.8	
			後	4.5 ～ 8.5		
		阿蘇市一の宮町大字三野字阿蘇品 1077番3地先から 同所 1078番1地先まで	前	4.5 ～ 5.0	43.0	
			後	5.0 ～ 7.5		

2 区域を変更する期日 平成26年4月1日

熊本県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年4月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字高平 4579番1地先から 上益城郡御船町大字上野字中園 4024番1地先まで	前	4.2 ～ 24.1	1164.7	活力基盤改築
			後	10.1 ～ 40.1	1079.4	

2 区域を変更する期日 平成26年4月1日

**熊本県告示第319号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年4月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾南関線	荒尾市上平山字平 383番1地先から 同所 378番2先まで	56.1	防交

2 供用を開始する期日 平成26年4月1日

**熊本県告示第320号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年4月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町岩野 1405番1地先 同所 1454番地先まで	152.0	地自交

2 供用を開始する期日 平成26年4月1日

**熊本県告示第321号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年4月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁山鹿線	玉名郡和水町板楠字柴中 2578番4地先から 同所 2555番1地先まで	41.3	やさ道交1

2 供用を開始する期日 平成26年4月1日

**公 告**

**熊本県公告第173号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第3項の規定により、準都市計画区域を次のように指定する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 準都市計画区域の名称  
西原準都市計画区域
- 2 準都市計画区域に含まれる土地の区域  
熊本県阿蘇郡西原村大字布田字境塚の全部並びに字乾原、字高遊及び字社司原の各一部並びに大字小森字鼈形山の一部

**熊本県公告第174号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営両出地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営両出地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年4月2日から平成26年4月30日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

**熊本県公告第175号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営両出地区土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営両出地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年4月2日から平成26年4月30日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

**熊本県公告第176号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営両出地区土地改良事業（客土）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営両出地区土地改良事業（客土）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年4月2日から平成26年4月30日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

**熊本県公告第177号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営両出地区土地改良事業（暗きょ排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営両出地区土地改良事業（暗きょ排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年4月2日から平成26年4月30日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

#### 熊本県公告第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営古川兵戸井手地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営古川兵戸井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年4月2日から平成26年4月30日まで
- 3 縦覧場所  
菊池市役所

#### 熊本県公告第179号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号。以下「機構法」という。）附則第7条第1項の規定により地方公共団体情報システム機構が財団法人自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継し、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第34条第1項に規定する指定認証機関となったので、機構法附則第7条第2項の規定によりみなして適用される公的個人認証法第38条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 変更後の指定認証機関の名称  
地方公共団体情報システム機構
- 2 変更後の主たる事務所の所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更の年月日  
平成26年4月1日

#### 熊本県公告第180号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第5条第1項の規定により地方公共団体情報システム機構が財団法人地方自治情報センターの権利及び義務を承継し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関となったので、地方公共団体情報システム機構法附則第5条第3項の規定によりみなして適用される住民基本台帳法第30条の14第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 変更後の指定情報処理機関の名称  
地方公共団体情報システム機構
- 2 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更の年月日  
平成26年4月1日

#### 熊本県公告第181号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録した

ので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥 第146 0号	加工家 きんふ ん肥料	和(な ごみ) 加工家 きんふ ん肥料	窒素全量: 3.5 りん酸全量: 3.5 加里全量: 3.5	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は、公定規 格のとおり	有限会社野中フ ァーム 熊本県山鹿市鹿 北町岩野202 1番地1	平成26 年3月2 4日

**熊本県公告第182号**

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第142 0号	生石灰	85.0生石 灰	アルカリ分 : 85.0	該当なし	岩崎工業株式会 社 熊本県玉名郡玉 東町大字稲佐3 01	平成32 年4月1 4日
熊本県肥 第142 1号	消石灰	65.0消石 灰	アルカリ分 : 65.0	該当なし	岩崎工業株式会 社 熊本県玉名郡玉 東町大字稲佐3 01	平成32 年4月1 4日

**熊本県公告第183号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成26年度パソコン及びプリンタ等の保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班  
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年3月7日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社K I S  
熊本市南区幸田1丁目6番27号
- 5 落札金額  
15,033,600円(うち消費税及び地方消費税の額1,113,600円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成26年1月24日

**熊本県公告第184号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン光の森  
菊池郡菊陽町光の森七丁目33番地1
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所  
(変更前) 株式会社イズミ  
広島市南区京橋町2番22号  
(変更後) 株式会社イズミ  
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
  - (2) 大規模小売店舗の所在地  
(変更前) 熊本県菊池郡菊陽町津久礼  
武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業地内街区番号51画地番号1  
ほか  
(変更後) 菊池郡菊陽町光の森七丁目33番地1
- 3 届出年月日  
平成26年3月7日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池域振興局総務振興課  
平成26年4月1日から平成26年8月1日まで

**熊本県公告第185号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の変更許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第35条の2第5項及び同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字東大窪2670番3、同2670番35、同2670番37、同2670番97、同2670番99、同2670番100及び同2670番101  
3,397.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋2670番地3  
社会福祉法人 大地